

# 地域自治体制の確立をめざして

東京都立大学名誉教授

兼 子 仁

## はじめに

— “地域自治” を真に確立させるための長期プラン

### 1 地方の自治から「地域」の自治へ

— 主に時代的なことば論議として

1-1 99年・地方自治法の分権改正で書かれた「地域」の自主・自立性  
(自治法1条の2、2条2・13項)

— 2011年「地域自主自立改革」一括法へ

1-2 国と対等な地域“自治体”、「基礎自治体」と「広域自治体」の対等性  
(自治法2条3・5項)

— ミニ国家“自治体”が責任を持つ「地域」の広狭

1-3 新たに全国自治体を指す「地方」と大広域「地方」

(2011年・国地方協議組織法、2006年・道州特区法)

### 2 税財政自治権を真に確立するには

2-1 垂直財調を廃して水平財調へ

— 国による自治体税財源の保障・補給からの脱却

2-2 “応益地方税”の総量を保証する税制へ

— 応能国税と異質な“応益課税自治権”の憲法保障解釈をふまえて

2-3 “広域応益税”の共同課税体制づくり

— 「地方共同税」を制度設計する必要